

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	鶴岡市立荘内看護専門学校
設置者名	鶴岡市

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護専門課程	看護学科	夜・通信	2,775 時間	240 時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考) 令和4年度から新カリキュラムが開始となり令和6年度は3学年すべてが新カリキュラムとなった。					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

・学校職員室で対象を特定せずに閲覧する
---------------------

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	鶴岡市立荘内看護専門学校
設置者名	鶴岡市

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校運営会議
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営の重要事項を協議するため、必要時学校運営会議を行う。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 業務上改善に関する事項</li> <li>(2) 学校運営に関する総括的な事項                 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 予算、決算に関する事項</li> <li>② 入学、卒業に関する事項</li> <li>③ 学生募集に関する事項</li> <li>④ 教育課程に関する事項</li> <li>⑤ 学生の進路指導に関する事項</li> <li>⑥ 学校評価に関する事項</li> <li>⑦ その他、学校運営に関する事項</li> </ul> </li> <li>(3) その他校長が必要と認める事項</li> </ul> </li> <li>・構成員は校長が任命する。              構成員は、鶴岡市立荘内病院事業管理者、校長、鶴岡市立荘内病院の副院長または診療部長から1名、看護部長、事務部長、校医の6名をもって構成する。</li> <li>・地域社会のニーズを踏まえた専門的な意見を学校運営・教育課程に反映させる。</li> </ul>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
鶴岡市立荘内病院 事業管理者（現職）	2023. 4. 1～ 2025. 3. 31	学校運営委員 医師
鶴岡市立荘内病院 副院長（現職）	2024. 4. 1～ 2026. 3. 31	学校運営委員 医師
鶴岡市立荘内病院 副院長兼看護部長（現職）	2023. 4. 1～ 2025. 3. 31	学校運営委員 看護師
鶴岡市立荘内病院 事務部長（現職）	2023. 4. 1～ 2025. 3. 31	学校運営委員 事務部
(備考) ・設置主体病院の副院長、副院長兼看護部長及び事務部長		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	鶴岡市立荘内看護専門学校
設置者名	鶴岡市

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・シラバスは、毎年講師に内容を確認し、年度末には次年度のシラバスを作成する。</li> <li>・当該年度のシラバスは、4月以降に公表する。</li> <li>・担当教員より学生へシラバスを配布し、講義の初回に説明をする。</li> </ul>	
授業計画書の公表方法	・学校職員室で対象者を特定せずに関覧する
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学則 第14条(学業成績の評価及び単位の認定) <ul style="list-style-type: none"> <li>校長は、当該授業科目の時間数の3分の2以上を出席したものに対し、成績を総合的に評価し、単位を認定する。</li> </ul> </li> <li>第22条(進級又は卒業の延期) <ul style="list-style-type: none"> <li>校長は、所定の単位を修得できなかった学生の進級又は卒業を認めないものとする。</li> </ul> </li> <li>第24条(卒業) <ul style="list-style-type: none"> <li>校長は、学校に3年以上在学し、第13条(教育内容)に定める授業科目の単位を修得した学生について、学校運営会議の議を経て、卒業を認定する。</li> </ul> </li> <li>・細則 第10条(単位認定及び学業成績の評価) <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学業成績は、教科試験、レポート及び口述試験、実習評価等による。</li> <li>(2) 教科試験及び実習成績は100点満点法による点数をもってこれを表し、60点以上を合格とする。</li> <li>(3) 科目の評価はS, A, B, C及びDの5種の標語で表し、S, A, B, Cを合格とする。</li> <li>(4) 教科試験において不正行為を行った者には、当該科目について単位を与えない。</li> <li>(5) 各科目の出席時数が授業時間数の3分の2に達しない場合は、その科目について評価を受けることができない。</li> </ul> </li> <li>第15条(卒業の認定) <ul style="list-style-type: none"> <li>学則第24条(卒業)に基づき、卒業の認定は次により査定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各学年において出席すべき日数の3分の2以上出席している</li> <li>(2) 所定の単位をすべて修得している</li> <li>(3) 科目の成績は3カ年の総合成績とする</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・レポート総合評価について <ul style="list-style-type: none"> <li>評価対象レポート <ul style="list-style-type: none"> <li>2年生 看護研究 (教務会議を経て決定)</li> <li>3年生 卒業レポート (教務会議を経て決定)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・別紙参照 <ul style="list-style-type: none"> <li>学業成績の評定及び卒業査定にあたって</li> </ul> </li> </ul>	

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・科目の評価はS, A, B, C及びDの5種類の評語で表し、S, A, B, Cを合格とする。            評価方法 S (90点以上100点まで) A (80点以上90点未満)            B (70点以上80点未満) C (60点以上70点未満)            D (60点未満)</li> <li>・令和5年度(1～3年生)履修科目の成績評価を点数化し、個人の平均点を算出する。(100点満点で点数化)。</li> <li>・成績評価結果は、個人の平均点及び学年における成績の分布で表す。</li> <li>・学年末に、学校運営会議を経て成績の分布状況を把握する。</li> </ul>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科目の評価指標並びに成績分布状況については、学校職員室で対象者を特定せずに閲覧する。</li> <li>・各学年末に学生個人の科目に評価を評語で表して学生に示している。</li> </ul>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・《期待される学生像(卒業時)》           <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 豊かな感性と人間性で、人に寄り添うことができる人</li> <li>2. 地域に暮らす人々には多様性があることを理解し、それぞれの人生や価値観を尊重できる人</li> <li>3. 個別性を踏まえ、科学的根拠に基づく看護実践ができる人</li> <li>4. 保健・医療・福祉チームにおいて、看護専門職として役割を果たせる人</li> <li>5. 看護実践能力を向上し続けるために、自己研鑽できる人</li> </ol> </li> <li>・学則 第22条(進級又は卒業の延期)            校長は、所定の単位を修得できなかった学生の進級又は卒業を認めないものとする。</li> <li>第24条(卒業)            校長は、学校に3年以上在学し、第13条に定める授業科目の単位を修得した学生について、学校運営会議の議を経て、卒業を認定する。校長は、前項の規定により卒業を認定した学生に対して卒業証書を授与する。</li> <li>・細則 第15条(卒業の認定)            学則第24条に基づき、卒業の認定は次により査定する。           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各学年において出席すべき日数の3分の2以上出席している</li> <li>(2) 所定の単位をすべて修得している</li> <li>(3) 科目の成績は3ヵ年の総合成績とする</li> </ol> </li> <li>・卒業査定基準</li> </ul>	
<p>卒業の認定に関する方針の公表方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学オリエンテーションで、学則・細則について学生・保護者に説明する</li> <li>・学校職員室で対象者を特定せずに閲覧する            「鶴岡市立荘内看護専門学校学則」            「鶴岡市立荘内看護専門学校細則」</li> </ul>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	鶴岡市立荘内看護専門学校
設置者名	鶴岡市

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療分野		看護専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3,060 単位時間/単位	1,644 単位時間 /単位	383 単位時間 /単位	1,005 単位時間 /単位	2 単位時間 /単位	26 単位時間 /単位
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
60人		50人	0人	10人	124人	134人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1単位の授業時間数の基準は、講義及び演習については15～30時間まで、実験、実習及び実技については30～45時間まで、臨地実習については45時間とする。</li> <li>・1時限は45分（2時限90分）で換算する。</li> <li>・進度表</li> </ul>
成績評価の基準・方法
<p>（概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成績評価結果は、学生全体における個人の平均点と順位づけを行う。 評価方法 S（90点以上100点まで） A（80点以上90点未満） B（70点以上80点未満） C（60点以上70点未満） D（60点未満）</li> <li>・年1回の学校運営会議を経て成績の分布状況を確認する。</li> </ul>
卒業・進級の認定基準
<p>（概要）</p> <p>学則 第14条（学業成績の評価及び単位の認定） 校長は、当該授業科目の時間数3分の2以上を出席した者に対し、成績を総合的に評価し、単位を認定する。</p> <p>第22条（進級又は卒業の延期） 校長は、所定の単位を修得できなかった学生の進級又は卒業を認めないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業査定基準</li> </ul>

学修支援等
(概要) <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生担当教員により、学習・進路指導及び心身の健康等に係る支援を行う。</li> <li>・必要時、公認心理師のカウンセリング等を調整する。</li> </ul>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
15 人 (100%)	1 人 ( 6.7%)	14 人 ( 93.3%)	0 人 ( 0%)
(主な就職、業界等) 病院への就職			
(就職指導内容) 卒業後の志望調査・病院見学等の周知・面接指導等			
(主な学修成果（資格・検定等）) 専門士の称号授与・看護師国家試験受験資格・看護師国家試験全員合格 看護系大学編入学			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
49 人	3 人	6.1 %
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生との個別面談</li> <li>・保護者面談</li> <li>・休学と復学支援</li> <li>・長期休暇に学習支援</li> <li>・奨学金制度の説明</li> </ul>		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
	50,000 円	240,000 円	490,000 円	その他 330,000 円/年 (1年)
	円	円	円	各 80,000 円/年 (2,3年)
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
入学者全員に対し学則により (入学手続き、入学許可) 第10条、11条により、保護者に対し「入学金・学年経費の納付」の依頼文書を出し その中で納付日を4/1～4/6(入学式前)までとした。 (授業料等、納付時期) 第31条・32条により授業料は、毎月25日までに納付としている。				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ・学校ホームページに掲載 <a href="https://www.shonai-n-school.jp/">https://www.shonai-n-school.jp/</a>		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
前年度学校評価報告書10領域 (I.教育理念・教育目的・教育目標、II.教育課程・経営、III.教授・学習・評価過程、IV.組織・管理運営、V.学生生活の支援、VI.施設設備、VII.入学、VIII.卒業・就職・進学、IX.地域社会/国際交流、X.研究・研修)179項目の3段階評価結果を基に、学校関係者評価委員から評価・意見をいただき学校運営に反映する。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
鶴岡市立荘内病院 副院長 (現職)	2024.4.1～ 2026.3.31	学校運営委員 医師
鶴岡市立荘内病院 副院長兼看護部長 (現職)	2023.4.1～ 2025.3.31	学校運営委員 看護師
鶴岡市立荘内病院 事務部長 (現職)	2023.4.1～ 2025.3.31	学校運営委員 事務部
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ・学校ホームページに掲載 <a href="https://www.shonai-n-school.jp/">https://www.shonai-n-school.jp/</a>		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ・学校ホームページに掲載 <a href="https://www.shonai-n-school.jp/">https://www.shonai-n-school.jp/</a>
---